

第1編 総論

第1章 高松市の責務，計画の位置づけ，構成等

第2章 国民保護措置に関する高松市の基本方針

第3章 関係機関の事務または業務の大綱等

第4章 高松市の地理的，社会的特徴

第5章 高松市国民保護計画が対象とする事態

第1章 高松市の責務、計画の位置づけ、構成等

高松市は、住民の生命、身体および財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、本市の責務を明らかにするとともに、本市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

計画の体系



1 高松市の責務および高松市国民保護計画の位置づけ

(1) 本市国民保護計画の目的

本計画は、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号、以下「国民保護法」という。）第35条第1項の規定に基づき、高松市長（以下「市長」という。）が作成する計画であり、本市が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に関する必要な事項を定め、もって、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、本市の地域に係る武力攻撃事態、緊急対処事態等から国民の生命、身体および財産を守るとともに、武力攻撃に伴う被害を最小化することを目的とする。

(2) 高松市の責務

本市（市長およびその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法、その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）および県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、本市の国民の保護に関する計画（以下「高松市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、本市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(3) 高松市国民保護計画の位置づけ

本市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、高松市国民保護計画を作成する。

(4) 高松市国民保護計画に定める事項

高松市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関

する事項、本市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ・ 本市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- ・ 本市が実施する国民の保護のための措置に関する事項
- ・ 国民の保護のための措置を実施するための訓練ならびに物資および資材の備蓄に関する事項
- ・ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- ・ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ・ その他、市長が必要と認める事項

2 高松市国民保護計画の構成

高松市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態への対処

なお、資料については別途資料編を作成する。

3 高松市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 高松市国民保護計画の見直し

高松市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

高松市国民保護計画の見直しに当たっては、高松市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 高松市国民保護計画の変更手続

高松市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、高松市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、高松市国民保護協議会への諮問および知事への協議は要しない。）。

4 高松市地域防災計画等との関連

この計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等に対処するためのものであり、高松市地域防災計画（一般対策編、震災対策編）（以下「市地域防災計画」という。）は別の法体系による計画である。他の計画等の活用については、次章の基本方針に定める。

第2章 国民保護措置に関する高松市の基本方針

本市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

本市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

本市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立てまたは訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

本市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

本市は、国、県、近隣市町ならびに指定公共機関および指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

本市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、本市は、消防団および自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者、障害のある人等への配慮および国際人道法の的確な実施

本市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、本市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関および指定地方公共機関の自主性の尊重

本市は、指定公共機関および指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関および指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

本市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9 外国人への国民保護措置の適用

本市は、日本に居住し、または滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

10 地域特性への配慮

本市には、第4章において詳述するように、計画策定に当たって配慮すべき様々な地域特性が存在する。

本市に整備されたサンポート高松は、海陸交通のターミナル機能、高度な都市機能、業務能力、コンベンション機能の集中化を図って整備され、同時に、島嶼部（女木島、男木島、大島等）へ向け定期船が運航されるなど離島等との重要な連絡拠点ともなっている。

このほか、香川用水や多くのため池など、様々な地域特性があることから、本市は、国民保護措置の実施に当たり、これらの地域特性に十分に配慮する。

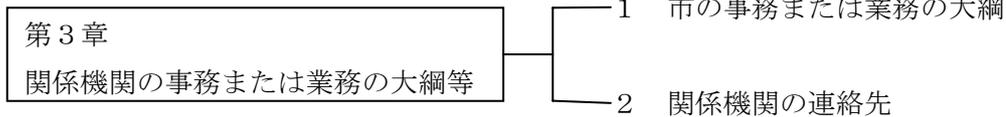
11 高松市地域防災計画等の活用

本市は、国民保護措置が、現有的高松市地域防災計画、市の危機管理対応マニュアル等における自然災害、事故災害への対応と共通した事項が多いことから、これらの計画等に基づく取り組みの蓄積を活用するよう努める。

第3章 関係機関の事務または業務の大綱等

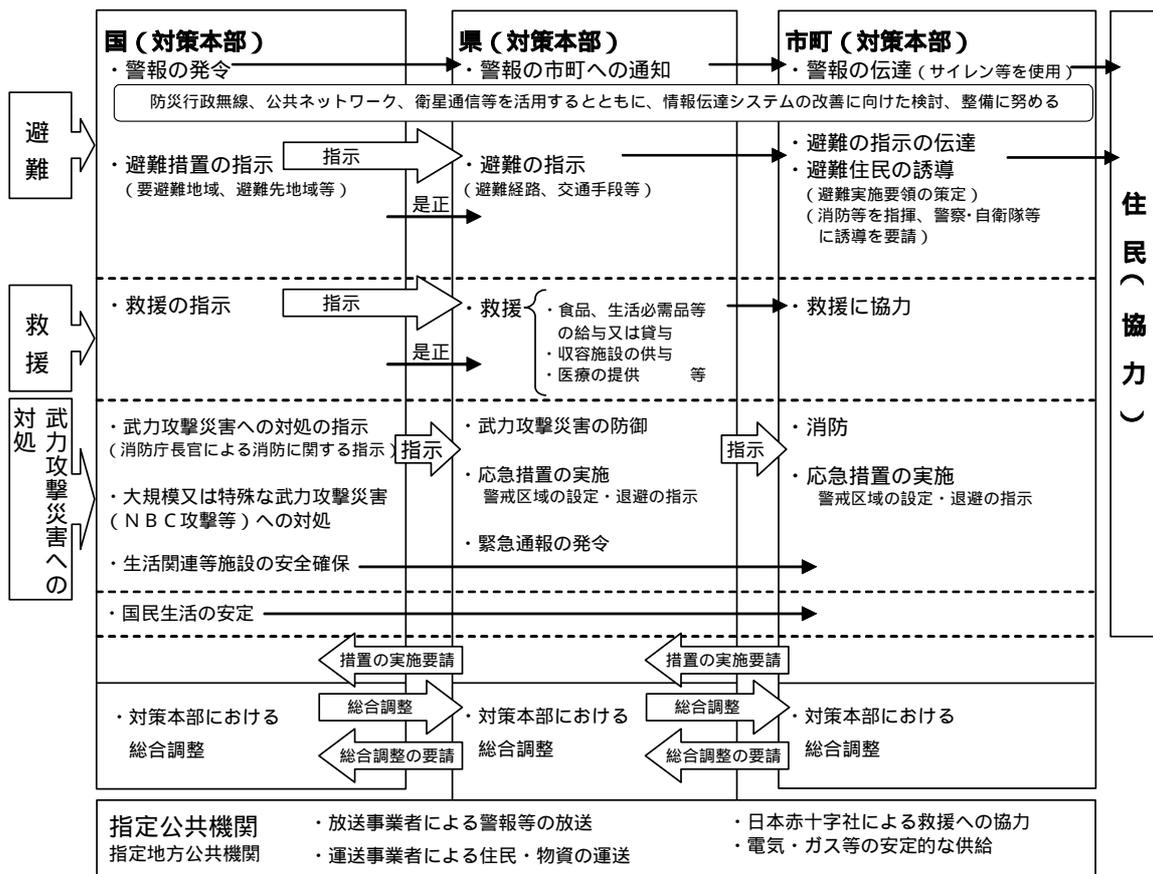
本市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

計画の体系



国、県、市町等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関が相互に連携

1 市の事務または業務の大綱

国民保護措置について、市は、次に掲げる業務を処理する。

機関の名称	事務または業務の大綱
1 高松市	<ol style="list-style-type: none">1 国民保護計画の作成2 国民保護協議会の設置、運営3 国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部の設置、運営4 組織の整備、訓練5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施6 救援の実施、安否情報の収集および提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 関係機関の連絡先

各関係機関の連絡先を示す。

なお、武力攻撃事態対策本部（以下「国の対策本部」という）、指定行政機関等の連絡先等については、国の対策本部等が設置された時点で別途示される。

また、関係機関等の連絡先については、高松市国民保護計画とは別個に、一覧性を持った資料として保有する。

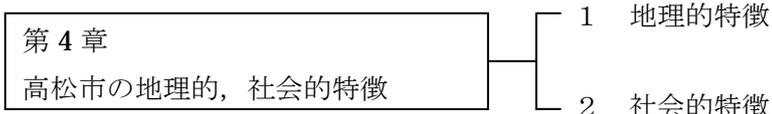
資料編資料：指定行政機関等連絡先

- ：国の関係出先機関等連絡先
- ：関係指定公共機関連絡先
- ：指定地方公共機関連絡先
- ：県関係連絡先
- ：県の出先機関等連絡先
- ：市町(教育委員会)連絡先
- ：消防機関連絡先
- ：警察機関連絡先
- ：市出先機関連絡先

第4章 高松市の地理的、社会的特徴

本市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき本市の地理的、社会的特徴等について定める。

計画の体系



1 地理的特徴

(1) 位置および面積

本市は、香川県の中央部、東経134度2分48秒、北緯34度20分34秒に位置し、北は瀬戸内海に面しており、海上約4kmには女木島、男木島、また、大島が位置しており、東はさぬき市と三木町、西は五色台を境に坂出市と綾川町、南はまんのう町や讃岐山脈を境に徳島県美馬市などに接している。

市域の面積は、375.09km²で、香川県の面積の約20%を占めている。

(2) 地形

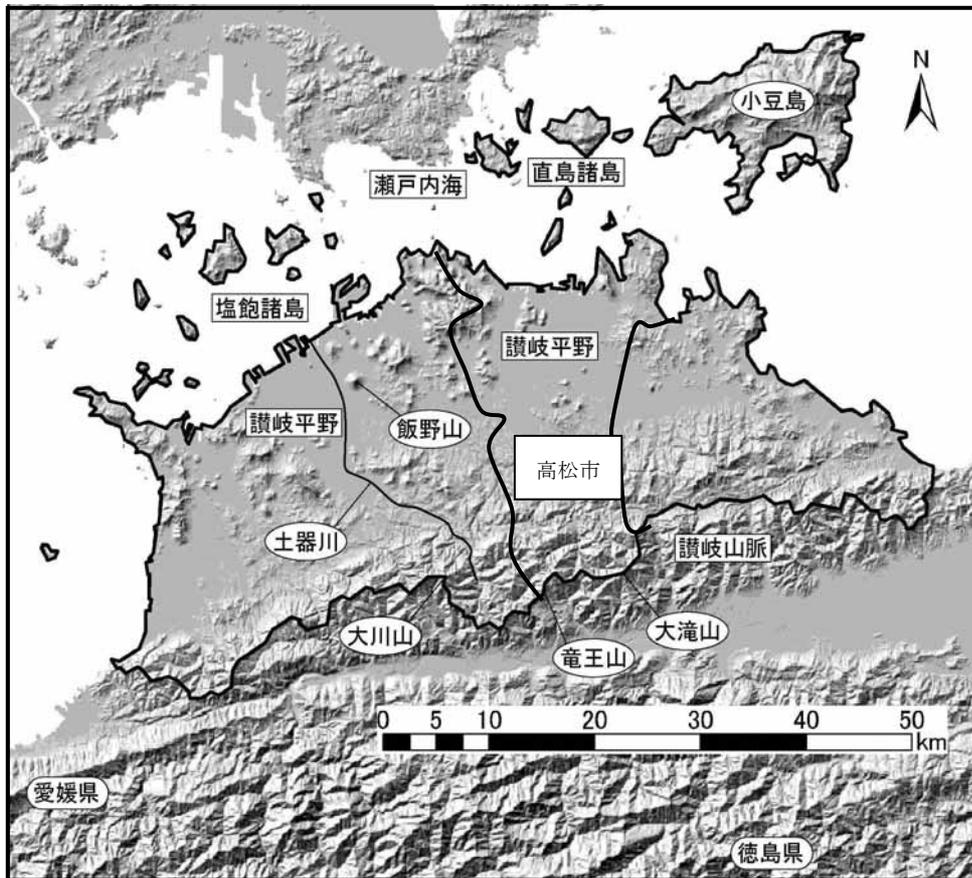
本市の地形は、南から北へ山地、丘陵地および平野の順に分けられる。南に讃岐山脈が連なり、これより北に向かってゆるやかに傾斜し讃岐平野が展開し、北は瀬戸内海に面しており、海岸線の総延長は約115kmである。

讃岐山脈は、標高500～1,000mの山々が東西方向に尾根を連ねている。最も高い山は竜王山で1,059.9m、次いで大川山(1,042.9m)、大滝山(946.0m)である。讃岐山脈の北側には、標高100～400mの丘陵地が東西に延びている。

平野は東西約9km、南北約8kmの扇状地性の海岸平野で、高松平野と呼ばれている。平野部を形成する主な河川は、東から新川・春日川・詰田川・香東川・本津川で、河川沿いでは平野部の標高が河床の標高より低くなる天井川を示す箇所も見られる。香東川は他の河川と比べて流域延長も長く集水面積が大きいため、讃岐山脈より砂礫主体の土砂を平野部に運搬し、市内の下流域に厚く堆積している。市街地は、旧香東川の河口部と埋立地に位置している。

本市は、国民保護措置を実施する場合、瀬戸内海に点在する離島や市南部の山間部では、避難手段等が限定されるため、平素から船舶やバス等を有する関係機関等との連携に努め、全住民避難を視野に入れた体制の整備に留意する必要がある。

高松市の地形



(3) 気候

本市の気候は、瀬戸内海気候区に属している。年平均気温は15度前後で、年間を通じて気温較差が小さく、温暖な気候である。降水量は1,100mm前後と少なく、これまで幾度か渇水に悩まされた。年間降水量の50%以上は、梅雨および台風期に集中しており、冬期は極端に少なく、乾燥した晴天の日が続く。したがって、本市に大雨を降らせる原因は、梅雨期の前線活動と台風によるものが多いが、他にも低気圧の通過や雷雨による局地的集中豪雨によっても、大雨に見舞われることがある。風速は年平均2.4%で、冬期に西の季節風が集中し、最大で11%程度である。

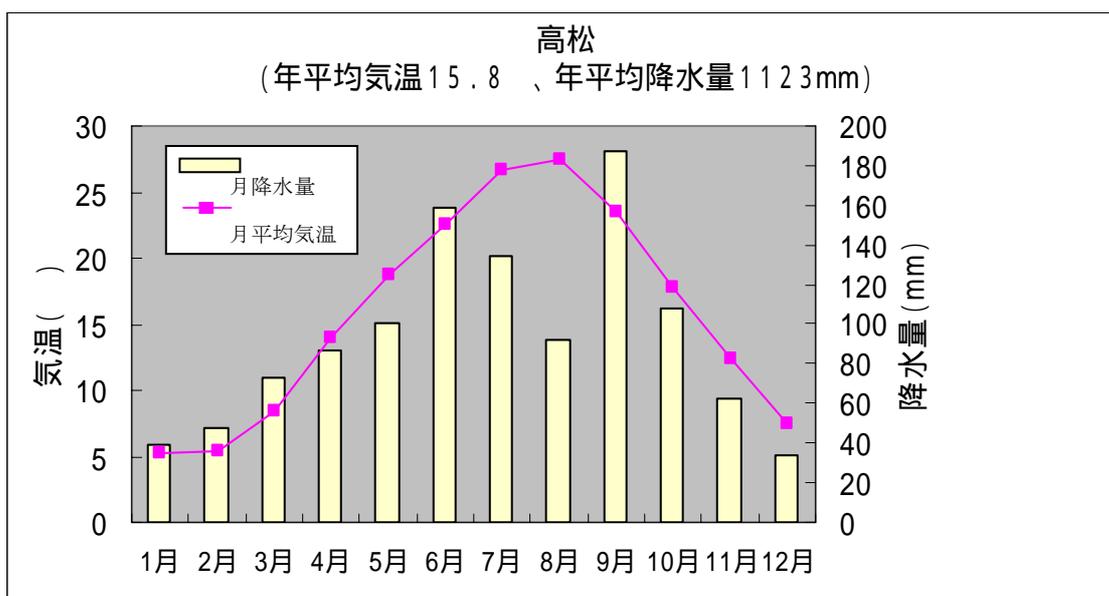
本市の気候は、瀬戸内海地域の特徴をよく現しており、気候が温暖で、降水量が少ない。本市における年平均気温は15.8℃、年降水量の平年値は1,123.6mmである。

高松地方気象台の5か年の風向を見ると、秋には南西の風が多く吹き、冬には、西風が多い。春と夏は、西南西の風が多いものの、北風と東風の3方向からの風が多い。

また、春から梅雨期にかけては瀬戸内海を中心に濃霧が発生し、フェリーなど海上交通の運行に支障を来すことがある。

本市は、武力攻撃事態等において、救援等の国民保護措置を円滑に行うため、気象情報などの収集および飲料水等の安定的供給体制等を整備することが必要である。

各月における平均気温および降水量（平年値）



2 社会的特徴

(1) 人口および世帯

本市の総人口は、近隣町との合併に伴い平成18年4月1日現在42万4,520人（男性20万4,323人、女性22万0,197人）、世帯数は17万4,168世帯である。本市の人口は、高度経済成長を背景とする雇用機会の拡大と第2次ベビーブーム等を反映して、順調に増加を続け、昭和51年（1976年）には30万人を超えた。しかし、その後の出生率の低下傾向、社会動態の停滞等により、増加率は低水準で推移し、総人口は平成7年（1995年）10月の国勢調査で33万1,004人、平成12年（2000年）10月の国勢調査で33万2,865人と、総人口は緩やかなテンポで増加している。

本市の年齢構造を3区分で見ると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）は、昭和50年（1975年）以来、国とほぼ同じ比率で推移してきた。

年少人口については、近年の出生数の減少を反映して、総人口に占める割合は、平成2年の18.7%から平成12年には15.1%にまで減少している。生産年

年齢人口については、少子・高齢化傾向から、総人口に占める割合は、平成2年の68.7%から平成12年には67.2%に減少している。老年人口については、平均余命の伸び等を反映して、着実に増加し、総人口に占める割合は、平成2年の12.4%から平成12年には約1.4倍に当たる17.6%程度まで増加し、人口の高齢化が更に進行している。

世帯数については、平成7年（1995年）10月の国勢調査で、12万3,457世帯であったものが、平成12年（2000年）10月の国勢調査では13万1,370世帯にまで増加しており、特に、高齢化の進行、世帯の細分化傾向により、高齢夫婦のみの世帯、高齢単独世帯が増加している。

平均世帯人口は、世帯数の大部分を占める核家族世帯の増加テンポが鈍化することから、緩やかに減少し、平成2年の2.89人から平成12年には2.53人、平成18年現在では2.44人となっている。

また、本市の人口分布は、主に瀬戸内側沿岸部および平野部に点在する都市部に集中している。

本市は、武力攻撃事態等において、人的被害を最小限にするために、平素における山間部や島嶼部の高齢者等の避難誘導の在り方、都市部における国民の避難誘導の在り方等を十分に検討する必要がある。

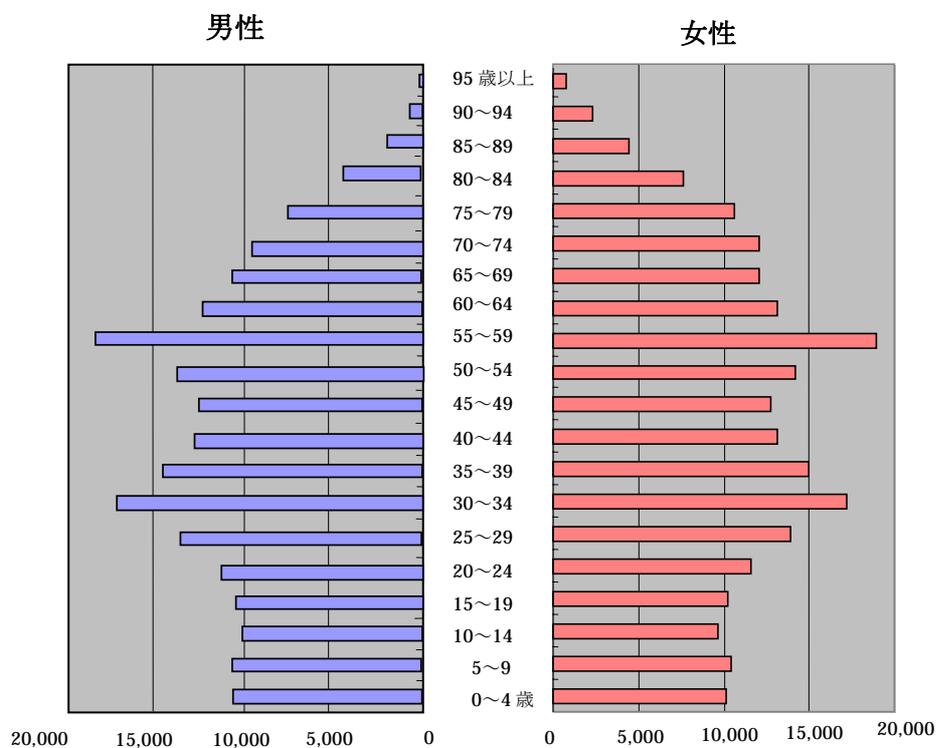
人口および世帯数（平成18年4月現在）

（単位：人・世帯）

地域名	総数	男	女	世帯数	平均世帯 人員
本 庁	75,843	35,931	39,912	36,938	2.05
鶴 尾	17,742	8,679	9,063	8,941	1.98
太 田	30,641	14,903	15,738	12,407	2.47
木 太	31,457	15,221	16,236	12,890	2.44
古高松	20,685	9,976	10,709	7,230	2.86
屋 島	22,827	11,776	11,051	9,205	2.48
前 田	4,933	2,379	2,554	2,026	2.43
川 添	9,494	4,510	4,984	4,051	2.34
林	7,542	3,694	3,848	3,088	2.44
三 谷	3,368	1,662	1,706	1,257	2.68
多 肥	9,216	4,476	4,740	3,549	2.60
仏生山	9,377	4,473	4,904	3,859	2.43
一 宮	15,908	7,565	8,343	6,494	2.45
川 岡	4,469	2,119	2,350	1,703	2.62
円 座	9,882	4,771	5,111	3,671	2.69

檀 紙	7,098	3,454	3,644	2,612	2.71
弦 打	10,381	5,074	5,307	4,412	2.35
鬼 無	5,921	2,854	3,067	2,251	2.63
香 西	10,869	5,274	5,595	4,492	2.42
下笠居	6,711	3,230	3,481	2,447	2.74
女 木	232	107	125	123	1.89
男 木	236	108	128	137	1.72
山 田	23,332	11,266	12,066	8,507	2.74
塩 江	3,486	1,682	1,804	1,327	2.63
香 南	7,996	3,956	4,040	2,665	3.00
香 川	25,105	12,126	12,979	9,016	2.78
国分寺	24,987	12,012	12,975	8,898	2.81
庵 治	6,387	3,063	3,324	2,171	2.94
牟 礼	18,368	8,829	9,539	6,730	2.73
総 数	424,520	204,323	220,197	174,168	2.44

男女別、年齢別（5歳階級）人口構成（平成18年4月1日）



(2) 離島

本県では、小豆島を始め、直島諸島、塩飽諸島、伊吹島等の110余の島が存在する。そのうち有人の島は24あり、本市の有人の島は男木島・女木島・大島の3島で島民数は782人となっており、離島を結ぶ定期航路は、高松港と大島、女木島、男木島等との定期便がある。

これら離島において、武力攻撃事態等が行われた場合には、島民が孤立するとともに多数の人的被害をもたらすことが想定されるため、平素より基礎情報を収集し、全島避難の効率的な運搬が行えるよう検討する必要がある。

	島名	人口(H12.10.1現在)
1	大島	290
2	男木島	248
3	女木島	244

(3) 道路の位置等

市内の道路は、平成18年4月1日現在で、路線数約7,100本、総延長約2,300kmとなっている。本市の幹線道路は、市街地を中心に放射状に延びており、このため、都市内交通に加えて通過交通も流入することになり、市街地の慢性的渋滞が生じている。これらの幹線道路は、災害時のライフラインとして極めて重要であるため、通過交通の排除や道路の機能分担等を抜本的に図る必要がある。また、高速道路として四国横断自動車道の高松西、高松檀紙、高松中央および高松東インターチェンジが設置されている。

(4) 鉄道、空港、港湾の位置等

市内を通る鉄道は、JRの予讃線・土讃線・高德線と、高松琴平電鉄の琴平線・長尾線・志度線が運行されている。特に、昭和63年に開通したJR瀬戸大橋線は、旅客輸送機能を飛躍的に拡大させている。

県庁所在地である本市は、行政・経済活動の中核機能が集中しており、鉄道利用者は相当な数にのぼっている。このような利用者の増加は、ラッシュや運行ダイヤの過密化をもたらしており、災害時の危険性を高めている。

平成18年1月の合併に伴い、「四国の空の玄関」である高松空港を擁することになり、人、物、情報の広域的な交流拠点としての役割を果たしている。また、市内の港湾・漁港は、県管理の重要港湾高松港（弦打港・香西港・神在港・生島港を含む。）のほか、市管理港湾として地方港湾の9港と市管理漁港として第二種漁港が2漁港、第一種漁港が10漁港である。

(5) 香川用水, ため池, ダム

本県は、年平均降水量が全国平均と比べ3分の2と少なく、また、県内を流れる河川も流域が小さい上に、流路延長も短く急流であるため、通常は河道に流水を見ないことも多い。そのため、水源確保対策として、古くから多くのため池やダムが築かれるとともに、昭和49年には香川用水の通水が開始された。

香川用水は、吉野川上流に建設された早明浦ダム（年間水量8億6,300万 m^3 ）が源で、その下流の池田ダムから取水し、讃岐山脈を貫く8kmの導水トンネルで県内へ導き、幹線水路により県内各地域へ配水している。昭和49年5月30日より供用開始され、年間計画導水量は2億4,700万 m^3 である。また、本市の香川用水の総延長は約14kmであり、上流部の約3kmの区間では、農業用水、水道用水が送水され、残りの延長約11kmの区間では、農業用水専用として送水されている。

本市では、平成17年度から平成30年度を計画期間とする水道施設整備事業計画に基づき、安定給水の確保を図るために、合併後の自己水源（約42%）と県水（約58%）との比率を約50%程度と確保することを目標に、水源開発および施設整備を行っている。

市内のため池は2,884箇所あり、農業用水の約8割はため池に依存し、貴重な水源となっている。代表的なため池として、公測池、三郎池等がある。

県内のダムは、管理中が15ダム（多目的10ダム、治水5ダム）あり、市内には、内場ダムがあり、現在、椋川ダムが建設中である。

本市は、武力攻撃事態等において、香川用水、ため池、ダムが破壊された場合には、破壊による直接被害のみならず、浸水、水資源の枯渇等による二次的被害をもたらすため、これら施設における警戒を強めるとともに、飲料水等の安定的供給の体制を整備することが必要である。

(6) サポート高松

サポート高松は、旧国鉄用地と埋立地等を中心とした約42haの広大な面積を有しており、海陸交通のターミナル機能、高度な都市機能、業務機能、コンベンション機能の強化を図るため、整備された地区である。

地区の東側には高松港、高松港レストハウス、高松港旅客ターミナルビル等の港湾関連施設があり、南側にはJR高松駅、バスターミナル、全日空ホテルクレメント高松等の施設がある。また、駅北側には、多目的広場を中心に、シンボルタワー、国の高松地方合同庁舎があり、西側には高層マンション群が立地している。

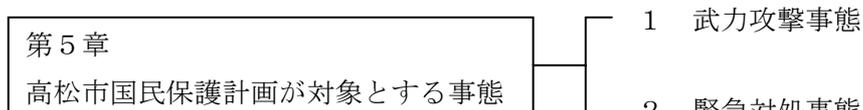
また、この地区は、周辺の交通拠点となっており、鉄道ではJR高松駅から、徳島県、愛媛県、高知県、岡山県および東京都へ至る列車が運転されている。港湾では高松港から、阪神方面、岡山・宇野港、島嶼部（小豆島、直島、女木島、男木島、大島、豊島等）へ向け定期船が運航されている。

これら施設や建物が、武力攻撃事態等において破壊された場合には、多数の人的被害をもたらし、情報拠点、離島等との拠点となる機能を持ち合わせる施設を失うため、これらの施設に対しては、十分に警戒する必要がある。

第5章 高松市国民保護計画が対象とする事態

高松市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態および緊急処理事態を対象とする。

計画の体系



1 武力攻撃事態

高松市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。ここでは、基本指針に示されたそれぞれの類型の特徴、留意点を示す。

	特 徴	留 意 点
着 上 陸 侵 攻	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことが想定される。 ・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標になりやすい。 ・航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型輸送機が離着陸可能な空港がある地域が攻撃目標となりやすい。 ・石油コンビナートなど攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の準備が可能、先行避難・広域避難が必要。 ・瀬戸内の香川県の場合、いきなりの着上陸の可能性は低いと考えられ、事前準備が可能。 ・可能なら武力攻撃予測事態において避難。 ・広域避難に伴う混乱発生の防止に努める。 ・速やかな避難のための輸送力確保が必要。
ゲ リ ラ や 特 殊 部 隊 に よ る 攻 撃	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に予測できず突発的に被害が発生することも考えられる。 ・被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害等大きな被害の発生も想定される（石油コンビナート等の被害）。 ・汚い爆弾（ダーティボム）が使用される場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部長は、要避難地域の住民を速やかに避難させる。 ・武力攻撃の態様に応じ、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全措置を講じつつ適切に避難させる等の対応が必要。 ・知事による緊急通報の発令、市町長または知事による退避の指示または警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要。

	特 徴	留 意 点
弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、かつ、極めて短時間での着弾が予想される。 ・弾頭の種類（通常弾頭またはNBC弾頭）を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相および対応が大きく異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な情報伝達体制と適切な対応による被害の局限化が重要。 ・当初は屋内避難を指示し、着弾後に被害状況を迅速に把握した上で、弾頭の種類に応じた避難措置の指示を実施。 ・屋内避難の場合には、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階等の地下施設に避難。 ・事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難。
航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易だが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難。 ・都市部や、ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定。 ・繰り返し行われることも考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃目標を限定せずに、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。 ・生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置に留意。 ・屋内避難に当たっては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階等の地下施設に避難。

特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等または生物剤もしくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）については、基本指針に示された留意点を以下に示す。

	留 意 点
NBC攻撃共通の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣は、関係大臣を指揮し、迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定および除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講ずる ・消防機関、県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、避難住民の誘導を行う ・知事は、建物への立入制限、交通の制限、給水制限等の措置を講ずる ・避難住民を誘導する際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えさせる

	特 徴	留 意 点
核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> 被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風および初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される 	<ul style="list-style-type: none"> 風下を避けて極力風向きと垂直方向に避難し、手袋、帽子、雨合羽等により放射性降下物による外部被ばくを抑制 汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める 熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、堅牢な建物、地下施設等に避難し、状況に応じて、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難 汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療に当たる要員の被ばく管理を適切に実施
生物兵器	<ul style="list-style-type: none"> 人に知られることなく散布することが可能で、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 二次感染の拡大防止が課題 外気からの密閉性の高い屋内の部屋または感染のおそれのない安全な地域に避難する ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、関係機関は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源および汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行う
化学兵器	<ul style="list-style-type: none"> 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なり、被害の範囲も一様ではない 	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃が行われた場所またはそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋または風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難する 原因物質の検知および特定、汚染地域の範囲の特定および除染、被災者の救助等、汚染の拡大の防止のための措置を迅速に実施 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除く

2 緊急処理事態

高松市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
石油コンビナート，可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発および火災の発生により住民に被害が発生するとともに，建物，ライフライン等が被災し，社会経済活動に支障が生ずる
危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに港湾および航路の閉塞，海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる
ダム破壊	・ダムが破壊された場合には，下流に及ぼす被害が多大なものとなる

イ 多数の人が集合する施設，大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
・大規模集客施設，ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破	・大規模集客施設，ターミナル駅等で爆破が行われた場合，爆破による人的被害が発生し，施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要	
・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	放射性物質	・ダーティボムの爆発による被害は，爆弾の破片および飛び散った物体による被害ならびに熱および炎による被害等である ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると，後年，ガンを発症することもある ・小型核爆弾の特徴については，核兵器の特徴と同様である
・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	生物剤(毒素を含む。)による攻撃	・生物剤の特徴については，生物兵器の特徴と同様である ・毒素の特徴については，化学兵器の特徴と類似している
・水源地に対する毒素等の混入	化学剤による攻撃	・化学剤の特徴については，化学兵器の特徴と同様である

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事態例	被害の概要
<ul style="list-style-type: none">・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ・弾道ミサイル等の飛来	<ul style="list-style-type: none">・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想・爆発、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる

